

当初契約

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
契約	南島原市建設工事請負契約書 契約請書	建設業法第19条第1項 契約規則第21条～第23条 工事執行規則第12条第1項	随意契約による130万円未満の工事	請書とする事ができる。	当初契約時	→	○	○
			随意契約による50万円未満の工事	省略できる。	当初契約時	→	○	
	請負代金内訳書	契約書第3条第1項 共通仕様書[1]1-1-4-1	契約書を作成する全ての工事	契約締結後30日以内に監督職員に提出する。法定福利費を明示する。入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、省略できる。	当初契約後	→	○	
建退共	掛金収納書(発注者用)	共通仕様書[1]1-1-47-6	建設業退職金共済制度に該当する工事	契約締結後30日以内(電子申請方式：40日以内)に提出する。	当初契約時	→		○
現場代理人等	現場代理人等決定通知書	建設業法第19条の2第1項 契約書第10条第1項 工事執行規則第20条第1項		契約締結後7日以内に現場代理人、主任技術者等を決定し通知する。	当初契約時	→		○
	現場代理人の権限に関する通知	契約書第10条第6項	受注者が現場代理人の権限の一部を現場代理人に委任しない工事	現場代理人に委任しない権限の内容を発注者に通知する。	事前	→		○
	現場代理人兼務承諾協議書	現場代理人の取扱いについて	他工事に従事している者を現場代理人として配置する工事	要件を満たし、事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
	主任技術者兼務承諾協議書	建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて	他工事に従事している者を主任技術者として配置する工事	要件を満たし、事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
監督職員	監督職員決定通知書	建設業法第19条の2第2項 契約書第9条第1項 工事執行規則第21条第1項		監督職員を決定したら受注者に通知する。	当初契約時	○	←	
	監督職員の権限に関する通知	契約書第9条第3項	発注者が監督職員の権限を2名以上に分担させる工事 発注者が発注者の権限の一部を監督職員に委任する工事	それぞれの監督職員の有する権限の内容を受注者に通知する。 監督職員に委任する権限の内容を受注者に通知する。	事前 事前	○ ○	← ←	
コリンズ	工事実績情報(受注時)	共通仕様書[1]1-1-7	500万円以上の工事	当初契約後10日以内に登録する。監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示する。	当初契約時	→	△	
	工事実績情報(訂正時)	共通仕様書[1]1-1-7	工事実績情報の訂正が必要となった500万円以上の工事	監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示する。	随時	→	△	

## 工事着手前

## 工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
前金払	前金払請求書	契約書第35条第1項 工事執行規則第41条第1項		前金払を請求する場合は、保証証書を添えて請求する。	前金払請求時	→	○	
工程表	計画工程表	契約書第3条第1項 共通仕様書[1]1-1-5		工期の始期日から40日以内に発注者に提出する。 施工計画書を提出する工事は、省略できる。	工事着手前	→	○	
資材	材料承諾願		工事で使用する材料がある場合	工事材料を使用するまでに監督職員に提出し確認を受ける。	工事着手前	→	○	
	工事材料の品質を証明する資料		工事で使用する材料がある場合	材料承諾願いと併せて提出する。	工事着手前	→	○	
	長崎県内産資材を使用しない理由書	共通仕様書[1]1-1-54-3	県内生産品以外を使用する500万円以上の工事	県内生産品以外を使用する場合、事前に提出し、理由について監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
施工計画	施工計画書	共通仕様書[1]1-1-6-1	500万円以上の工事または監督職員が指示した工事	工事着手前かつ施工方法が確定した時期に提出する。	工事着手前	→	○	
	施工計画書の内容の一部を省略するための承諾願	共通仕様書[1]1-1-6-1	施工計画書の一部を省略する維持工事等簡易な工事	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
建設副産物	再生資源利用計画書	共通仕様書[1]1-1-23-6 建設リサイクルガイドライン	500万円以上の工事	COBRISで作成し、施工計画書に含め提出する。	工事着手前	→	○	
	再生資源利用促進計画書	共通仕様書[1]1-1-23-6 建設リサイクルガイドライン	500万円以上の工事	COBRISで作成し、施工計画書に含め提出する。	工事着手前	→	○	
	残土処分地計画	共通仕様書[1]1-1-23-11	残土処分地を整備する500万円以上の工事	処理方法、排水計画、場内維持等を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
	建設副産物の使用協議	共通仕様書[1]1-1-23-2	建設副産物を工事目的物または指定仮設構造物に使用する工事(設計図書に明示がない場合)	事前に監督職員と協議する。	工事着手前 事前	→	○	
	建設副産物の使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-23-2	建設副産物を任意仮設構造物に使用する工事	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
	建設副産物処分地変更承諾願	共通仕様書[1]1-1-23-10	受注者の都合で設計図書に規定の建設発生土受入れ地や建設廃棄物処理地等を変更する工事	事前に監督職員と協議する。	工事着手前 事前	→	○	

工事着手前

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
安全	安全管理の具体的計画	共通仕様書[1]1-1-33-19	500万円以上の工事	安全教育及び安全訓練等の具体的計画を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
	作業主任者一覧表	共通仕様書[1]1-1-33-4	作業主任者を選任する必要がある工事	作業主任者一覧表を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
	交通安全等輸送計画	共通仕様書[1]1-1-33-29	大型輸送機械で大量の土砂や資材等の輸送をとまなう500万円以上の工事	交通安全等必要な事項の計画を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
	工食用道路の維持補修計画	共通仕様書[1]1-1-33-32	工食用道路が指定された500万円以上の工事	工食用道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
創意工夫	工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況	南島原市建設工事成績評定要領第5条	創意工夫の実施を予定している工事	事前に施工計画書または工事打合せ簿で監督職員と協議する。	工事着手前 随時	→	○	
熱中症対策	熱中症予防対策について	熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領	主たる工種が屋外作業である工事(営繕工事は除く)で特記仕様書に対象工事である旨が明示された工事	工事期間中の気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
週休2日	週休2日の実施の有無について	週休2日モデル工事の試行要領 営繕工事における週休2日促進 工事試行要領	特記仕様書に対象工事である旨が明示された工事	施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員と協議する。	工事着手前	→	○	
	工事工期の協議	週休2日モデル工事の試行要領 営繕工事における週休2日促進 工事試行要領	当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当でないと判断した工事	必要工期を算出し、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で発注者と協議する。	工事着手前	→	○	
	週休2日取得の予定工程表	週休2日モデル工事の試行要領 営繕工事における週休2日促進 工事試行要領	週休2日を実施する工事	実施する場合は、週休2日取得計画を施工計画書の予定工程表に記載して発注者に提出する。	工事着手前	→	○	
照査	設計図書の不備や現場との不一致等が確認できる資料	契約書第18条第1項 工事執行規則第24条第5項 共通仕様書[1]1-1-3-2	設計図書と現場の不一致等が確認された工事	確認したら速やかに提示して確認を受けるとともに、監督職員の求めに応じて提出する。	工事着手前 随時	→	○	
	契約内容が諸法例と矛盾している旨の報告	共通仕様書[1]1-1-40-3	契約内容が諸法例と矛盾している工事	判明したら速やかに監督職員と協議する。	随時	→	△	

# 掲示物

# 工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
工事看板	工事看板	共通仕様書[1]1-1-33-17		公衆の見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した看板を設置する。	着工前	掲示		
	建設業の許可票	建設業法第40条 建設業法施行規則第25条 施工管理基準(参-73)		公衆の見やすい場所へ掲示する。	着工前	掲示		
労災保険	労災保険関係成立票	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条 労働者災害補償保険法施行規則第49条 施工管理基準(参-74)	労災保険に係る保険関係が成立している工事	現場の見やすい場所に掲示し、労働者に周知する。	着工前	掲示		
建退共	建退共通適用事業主工事現場標識	共通仕様書[1]1-1-47-6 施工管理基準(参-74)	建設業退職金共済制度に該当する工事	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示する。	着工前	掲示		
施工体制	施工体系図(掲示用)	建設業法第24条の8第4項 共通仕様書[1]1-1-14-2 共通仕様書[1]1-1-14-4	下請(再下請)契約を締結した工事	下請(再下請)を決定すること、契約内容を変更すること、速やかに工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。	下請(再下請)契約締結後 随時	掲示		
	施工体制台帳作成通知	建設業法施行規則 第14条の3第1項	下請契約の総額が4,000万円以上の土木工事(建築工事は6,000万円以上)	下請負人に通知するとともに、現場の見やすい場所へ掲示する。	下請契約締結後 随時	掲示		
安全	作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項	労働安全衛生規則第18条	作業主任者を選任する必要がある工事	現場の見やすい場所に掲示し、労働者に周知する。	事前	掲示		
	緊急時連絡表	土木工事安全施工技術指針 1-4-5-(3)		緊急時の関係機関の連絡先を工事関係者が見やすい場所に掲示する。	着工前	掲示		
建設副産物	産業廃棄物保管場所の標識	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条	産業廃棄物の保管場所を設ける工事	見やすい場所に産業廃棄物の積替えのための保管場所であることを掲示する。	事前	掲示		
週休2日	週休2日モデル工事看板	週休2日モデル工事の試行要領 営繕工事における週休2日促進 工事試行要領	週休2日を実施する工事	「週休2日モデル工事」(「週休2日促進工事」)であることを現場に看板等で掲示する。	着工前	掲示		

施工中

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
施工体制	施工体系図(提出用)	共通仕様書[1]1-1-14-2 共通仕様書[1]1-1-14-4	下請(再下請)契約を締結した工事	下請(再下請)を決定すること、契約内容を変更することに、速やかに提出する。	下請(再下請)契約締結後 随時	→	○	
	施工体制台帳	建設業法第24条の8第1項 適正化法第15条第2項 共通仕様書[1]1-1-14-1 共通仕様書[1]1-1-14-4	下請契約を締結した工事	下請を決定すること、契約内容を変更することに、速やかに提出する。	下請契約 締結後 随時	→	○	
	再下請負通知書	建設業法第24条の8第2項 共通仕様書[1]1-1-14-1 共通仕様書[1]1-1-14-4	再下請契約を締結した工事	再下請を決定すること、契約内容を変更することに、速やかに提出する。	再下請契約 締結後 随時	→	○	
	作業員名簿	建設業法施行規則 第14条の2第1項	下請(再下請)契約を締結した工事	下請(再下請)を決定すること、元請は作業がある場合に、速やかに提出する。	下請(再下請) 契約締結後 随時	→	○	
	契約書の写し (発注者→元請)	建設業法施行規則 第14条の2第2項第1号	下請契約を締結した工事	契約内容を変更することに、速やかに提出する。	下請契約 締結後 随時	→	○	
	注文請書の写し 約款 下請代金内訳書	建設業法施行規則 第14条の2第2項第1号 第14条の4第3項 共通仕様書[1]1-1-13-(1)	下請(再下請)契約を締結した工事	契約内容を変更することに、速やかに提出する。 下請代金内訳書の工期のみ変更の場合は、省略してもよい。	下請(再下請) 契約締結後 随時	→	○	
	技術者の資格並びに雇用を 証明する資料	建設業法施行規則 第14条の2第2項第2号 第14条の2第2項第3号 第14条の2第2項第4号	下請(再下請)契約を締結した工事	下請(再下請)についても提出をお願いする。許可業者のみ。	下請(再下請) 契約締結後 随時	→	○	
	長崎県内下請企業を使用し ない理由書	共通仕様書[1]1-1-55-3	県外下請を使用する500万円以上の工事	県外下請を使用する場合、事前に提出し、理由について監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
施工管理	出来形管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(出来形管理)		監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
	品質管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(品質管理)		監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
	写真管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(写真管理)		監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
	工程管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(工程管理)		監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	

施工中

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
対外折衝	官公庁届出資料	共通仕様書[1]1-1-41-3	官公庁に届出を行った工事	監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
	官公庁届出結果報告	共通仕様書[1]1-1-41-4	官公庁に届出を行った工事での許可条件が設計図書に適合しない工事	判明したら速やかに監督職員と協議する。	随時	→	△	
	近隣協議(交渉)事前報告	共通仕様書[1]1-1-41-7	近隣協議を行う工事	事前に協議(交渉)内容を監督職員に報告する。	随時	→	△	
	近隣協議(交渉)状況報告	共通仕様書[1]1-1-41-8	近隣協議を行った工事	協議(交渉)状況を随時監督職員に報告する。	随時	→	△	
安全	地下埋設物確認書	共通仕様書[1]1-1-33-8	電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物及び架空線等上空施設がある工事	各施設管理者に確認し、その結果を提出する。	事前	→	○	
	地下埋設物状況の調査結果	共通仕様書[1]1-1-33-9	施工箇所に地下埋設物が予想される工事	地下埋設物の有無や位置、深さ等の調査結果を提出する。	事前	→	○	
	地下埋設物発見報告	共通仕様書[1]1-1-33-10	施工中に管理者不明の地下埋設物が発見された工事	速やかに監督職員に報告するとともに、管理者を調査し明確にする。	随時	→	△	
	そのた物件の発見報告	共通仕様書[1]1-1-33-12	施工区域内で想定外の物件が発見(拾得)された工事	監督職員及び関係官公庁へ速やかに報告し指示を仰ぐ。	随時	→	△	
	安全教育訓練の実施資料	共通仕様書[1]1-1-33-20		監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
建設副産物	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書[1]1-1-23-3 廃掃法第12条の3	産業廃棄物が搬出される工事	監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
	建設廃棄物処理委託契約書(写) 産業廃棄物収集運搬業許可証(写) 産業廃棄物処理業許可証(写)	建設リサイクルガイドライン	廃棄物の処理がある工事で運搬又は処分を他人に委託する場合	監督職員から請求があった場合は、速やかに提示する。	随時	→	△	
週休2日	休日作業報告	週休2日モデル工事の試行要領 営繕工事における週休2日促進 工事試行要領	週休2日を実施する工事	不測の事態等により休日作業が生じた場合は、変更予定工期とその理由について発注者と協議する。	随時	→	○	
	休日取得実績表	週休2日モデル工事の試行要領 営繕工事における週休2日促進 工事試行要領	週休2日を実施する工事	月1回、監督職員に提出する。	随時	→	○	

施工中

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
段階確認	段階確認の実施予定等の報告	共通仕様書[1]1-1-24-5(2)	段階確認が必要な工事	確認種別、内容、希望日時等を、確認希望日の概ね1週間前までに報告する。	段階確認前	→	△	
	段階確認の実施日等の報告	共通仕様書[1]1-1-24-5(3)	段階確認が必要な工事	確認日時、確認者氏名、確認方法を、速やかに受注者へ報告する。	段階確認前	△	←	
	段階確認書及び管理資料	共通仕様書[1]1-1-24-5(4)	段階確認が必要な工事	確認時まで準備して、確認時に提示する。完成時まで保管する。	段階確認時	→	△	
	段階確認提示資料 (机上の場合)	共通仕様書[1]1-1-24-6	机上での段階確認が必要な工事	施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受ける。	段階確認時	→	△	
工事中止	工事中止通知書	契約書第20条第1項 契約書第20条第2項 工事執行規則第17条第1項 共通仕様書[1]1-1-18-1 共通仕様書[1]1-1-18-2	工事中止が必要な工事	工事中止が必要となった際に理由を付して通知する。	工事中止前	○	←	
	工事中止期間中の維持・管理に関する基本計画書	共通仕様書[1]1-1-18-3	工事全体が一時中止となった工事または主たる工種の部分中止で工期が延期となった工事	発注者に提出して協議する。	工事中止時	→	○	
	工事中止解除通知書	工事執行規則第17条第3項	工事中止を行った工事	工事中止解除が可能となった際は、受注者に通知する。契約工期の変更が必要な場合は、変更契約工期を記載する。	工事中止解除時	○	←	
施工計画	施工計画書(変更)	共通仕様書[1]1-1-6-2	施工計画書の内容に重要な変更が生じた工事	事前に提出する。	事前	→	○	
	施工計画書(詳細)	共通仕様書[1]1-1-6-3	監督職員が指示した工事	監督職員が指示した事項について速やかに提出する。	随時	→	○	
現場代理人	現場代理人等変更通知書	契約書第10条第1項 工事執行規則第20条第1項		現場代理人、主任技術者等を変更する場合、事前に通知する。	事前	→	○	
	現場代理人等に関する措置請求	契約書第12条第1項 契約書第12条第2項 工事執行規則第22条第1項	現場代理人等が著しく不適当と認められる工事	理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを受注者に請求する。	随時	○	←	
	現場代理人等に関する措置通知	契約書第12条第3項 執行規則第22条第3項	現場代理人等が著しく不適当と認められる工事	措置請求の受理後10日以内に決定した措置を通知する。	請求受理後10日以内	→	○	

施工中

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
監督職員	監督職員変更通知書	契約書第9条第1項 工事執行規則第21条第1項		監督職員を変更したら受注者に通知する。	随時	○	←	
	監督職員に関する措置請求	契約書第12条第4項 工事執行規則第22条第2項	監督職員が著しく不相当と認められる工事	理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求する。	随時	→	○	
	監督職員に関する措置通知	契約書第12条第5項 工事執行規則第22条第3項	監督職員が著しく不相当と認められる工事	措置請求の受理後10日以内に決定した措置を受注者に通知する。	請求受理後10日以内	○	←	
中間前金	認定請求書	契約書第38条第1項 工事執行規則第41条の2第1項	中間前金払を選択した工事	中間前金払を請求する場合は、工事履行報告書及び実施工程表を添えて提出する。 (実施工程表の提出は、工程表に変更が生じている場合)	中間前金請求時	→	○	
	工事履行報告書	共通仕様書[1]1-1-31	中間前金払を選択した工事	中間前金払請求にともなう認定請求時に提出する。	中間前金請求時	→	○	
	実施工程表(変更後)	共通仕様書[1]1-1-31	中間前金払を選択した工事	工程表に変更が生じている場合は、工事履行報告書と併せて提出する。	中間前金請求時	→	○	
	認定(調書)通知書	契約書第38条第2項 工事執行規則第41条の2第2項	中間前金払を選択した工事	認定請求書の受理後7日以内に認定し、その結果を受注者に通知する。	中間前金請求時	○	←	
	中間前金払請求書	契約書第38条第3項 工事執行規則第41条の2第3項	中間前金払を選択した工事で認定を受けた工事	認定通知を受けた場合は、保証証書を添えて請求する。	中間前金請求時	→	○	
部分払	既済部分検査申込書	契約書第39条第2項 工事執行規則第37条第1項 共通仕様書[1]1-1-27-1	部分払を請求する工事	部分払を請求する場合は、出来高に関する資料を添えて提出する。	既済部分検査前	→	○	
	出来高に関する資料	工事執行規則第37条第1項 共通仕様書[1]1-1-27-2	部分払を請求する工事	既済部分検査申込書に添付する。	既済部分検査前	→	○	
	既済部分検査実施日の報告	共通仕様書[1]1-1-27-6	部分払の請求があった工事	既済部分検査申込書を受理後、速やかに検査日を報告する。 受理後14日以内に検査を実施する。	既済部分検査前	△	←	
	既済部分検査結果通知書	契約書第39条第3項 工事執行規則第37条第2項	既済部分検査に合格した工事	検査結果を受注者に通知する。	既済部分検査後	○	←	
	部分払請求書	契約書第39条第5項 工事執行規則第42条第1項	既済部分検査に合格した工事	既済部分検査に合格し、検査結果通知を受理したら請求する。	既済部分検査後	→	○	



施工中

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
部分引渡し	指定部分に係る工事完成通知書	契約書第40条第1項 工事執行規則第39条 共通仕様書[1]1-1-27-1	指定部分がある工事	指定部分に係る工事の完成時に、工事写真等の工事記録を添えて提出する。	指定部分完成時	→	○	
	指定部分に係る工事完成確認書	契約書第40条第1項 工事執行規則第43条第1項	指定部分の完成検査に合格した工事	指定部分の検査完了後7日以内に検査結果を受注者に通知する。	指定部分検査後	○	←	
	指定部分請負代金請求書	契約書第40条第1項 工事執行規則第43条第1項	指定部分の完成検査に合格した工事	指定部分の完成検査に合格し、工事完成確認書を受領したら請求する。	指定部分検査後	→	○	
部分使用	部分使用の承諾願	契約書第34条第1項 工事執行規則第30条第1項 共通仕様書[1]1-1-29	引渡し前の工事目的物において、発注者による部分使用が必要な工事	事前に受注者の承諾を得る。 部分使用をする場合は、中間検査を実施する。	随時	○	←	
中間検査	中間検査実施日の報告	中間検査の実施について 共通仕様書[1]1-1-28-4	部分使用をする工事または当初設計金額が1億円以上かつ工期6ヶ月以上の工事途中で特に確認が必要な重要構造物等の工事	事前に受注者へ検査日を報告する。 検査日報告以降遅滞なく検査を実施する。 中間検査の結果は、既済部分検査や完成検査の検査資料に記載する。	中間検査前	△	←	

変更契約

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
契約変更 (工期)	工期延長申込書	契約書第22条第1項 工事執行規則第18条第1項	天候の不良など受注者の責めに帰さない理由で工期の延長が必要な工事	工期の延長が必要と判明したら遅滞なく提出する。	随時	→	○	
	工期短縮請求書	契約書第23条第1項 工事執行規則第18条第2項	特別な理由により工期の短縮が必要な工事	工期の短縮が必要と判明したら遅滞なく提出する。	随時	○	←	
	工期変更根拠資料	共通仕様書[1]1-1-20	工期の変更が必要な工事 次の場合は、除く ・支給材料が不適合 ・設計図書が不適合 ・前金不払による工事中止	変更日数の算出根拠、変更工程表等を提出する。	変更契約前	→	○	
数量	出来形数量	共通仕様書[1]1-1-25		出来形測量を実施し、出来形数量を算出して提出する。	変更契約前	→	○	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表	共通仕様書[1]1-1-23-3	産業廃棄物が搬出される工事 ※木くずも含む	マニフェストより総括表を作成し、提出する。	変更契約前	→	○	
	建設副産物(産業廃棄物以外)の処分量が確認できる資料	共通仕様書[1]1-1-23-12 共通仕様書[1]1-1-23-14	建設発生土や木くず(産業廃棄物以外)が処分場へ搬出される工事 で監督職員が資料を求めた場合	搬出数量が確認できる資料を作成し、請求があった場合に提出する。	変更契約前	→	○	
熱中症対策	熱中症予防対策の計測結果資料	熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領	主たる工種が屋外作業である工事(営繕工事は除く)で特記仕様書に対象工事である旨が明示された工事	施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出する。	変更契約前	→	○	
契約変更	契約変更申込書	建設業法第19条第2項 工事執行規則第16条第1項	工事内容の変更に伴い変更契約が必要な工事	契約を変更するときは、受注者に提出する。	変更契約時	○	←	
	契約変更請求書	建設業法第19条第2項 工事執行規則第16条第2項	工事内容の変更に伴い変更契約が必要な工事	契約変更申込書を受け、異議がなければ、速やかに提出する。	変更契約時	→	○	
建退共	掛金収納書(発注者用)	共通仕様書[1]1-1-47-6	建設業退職金共済制度に該当する工事	追加購入時は、速やかに提出する。	随時	→	○	
コリンズ	工事実績情報(変更時)	共通仕様書[1]1-1-7	500万円以上の工事であつ工期または技術者が変更された工事	変更後10日以内に登録する。 監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示する。	随時	→	△	

# 工事完成

## 工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
完成検査	工事完成通知書	契約書第32条第1項 工事執行規則第33条第1項 共通仕様書[1]1-1-26-1		工事の完成時に、工事写真等の工事記録を添えて提出する。	完成時	→	○	
	完成検査実施日の報告	契約書第32条第2項 共通仕様書[1]1-1-26-3		工事完成通知書を受理後、速やかに検査日を報告する。 受理後14日以内に検査を実施する。	検査前	△	←	
	出来形管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(出来形管理)		完成時に提出する。	完成時	→	○	
	品質管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(品質管理)		完成時に提出する。	完成時	→	○	
	段階確認書及び管理資料	共通仕様書[1]1-1-24-5(4)	段階確認が必要な工事	完成時に提出する。	完成時	→	○	
	工事打合せ簿一覧表	共通仕様書[1]1-1-44-3		完成時に提出する。	完成時	→	○	
	建設資材使用報告書	共通仕様書[1]1-1-54-2	500万円以上の工事	完成時に提出する。	完成時	→	○	
	下請企業使用報告書	共通仕様書[1]1-1-55-2	500万円以上の工事	完成時に提出する。	完成時	→	○	
	再生資源化等報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	建設リサイクル法の対象工事	再資源化等が完了したら提出する。	完成時	→	○	
	再生資源利用実施書	共通仕様書[1]1-1-23-7 建設リサイクルガイドライン	500万円以上の工事	COBRISで作成し、提出する。	完成時	→	○	
	再生資源利用促進実施書	共通仕様書[1]1-1-23-7 建設リサイクルガイドライン	500万円以上の工事	COBRISで作成し、提出する。	完成時	→	○	
	建設廃棄物処理委託契約書(写) 産業廃棄物収集運搬業許可証(写) 産業廃棄物処理業許可証(写)	建設リサイクルガイドライン	廃棄物の処理がある工事で運搬又は処分を他人に委託する場合	完成時に提出する。	完成時	→	○	
	安全管理総括表			完成時に提出する。	完成時	→	○	

工事完成

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
完成検査	工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況	南島原市建設工事成績評定要領第5条	創意工夫を実施した工事	完成時に実施状況と説明資料及び説明写真を添えて提出する。説明資料には実施したことによる効果についても記載する。	完成時	→	○	
	写真管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(写真管理)		完成時に提出する。	完成時	→	○	
	完成図 施工図	公共建築工事標準仕様書 1.7.2		當繕工事のうち発注者の指示があった場合	完成時	→	○	
	保全に関する資料	公共建築工事標準仕様書 1.7.3		當繕工事のうち発注者の指示があった場合	完成時	→	○	
	工事实績情報 (受注・変更・訂正)	共通仕様書[1]1-1-7	500万円以上の工事	完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	掛金充当実績総括表	共通仕様書[1]1-1-47-6	建設業退職金共済制度に該当する工事	加入労働者数報告書、工事別共済証紙受払簿等の管理状況が確認できる書類も提示する。	検査時	→		△
	工事安全日誌 安全巡視記録	労働安全衛生規則第637条		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	KY、TBM等活動記録	元方事業者による建設現場安全管理指針第2-11		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	災害防止協議会実施記録	労働安全衛生規則第635条	下請契約を締結した工事	完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	店社バローール実施記録	労働安全衛生規則 第18条の8第1項		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	安全訓練実施記録	共通仕様書[1]1-1-33-20		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書[1]1-1-23-3 廃掃法第12条の3	産業廃棄物が搬出される工事	完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	新規入場者教育関係	労働安全衛生規則第35条		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	使用機械点検整備記録	労働安全衛生規則第170条他		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
足場、土留等の点検記録	労働安全衛生規則第655条他		完成検査時に提示する。	検査時	→		△	

## 工事完成

## 工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○、提示：△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
完成検査	関係官公庁との折衝調整関係	共通仕様書[1]1-1-41-3		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	工程管理資料	共通仕様書[1]1-1-30-3 施工管理基準(工程管理)		完成検査時に提示する。	検査時	→		△
	工事手直し指示書	工事執行規則第35条第1項 共通仕様書[1]1-1-26-5	完成検査の結果において、完成と認め ることができない工事	手直し内容及び期限を指示する。	検査時	○		←
完成払	工事完成確認書	契約書第32条第2項 工事執行規則第38条第1項	完成検査に合格した工事	検査完了後7日以内に検査結果を受注者 者に通知する。	検査後	○	←	
	完成払請求書	契約書第33条第1項 工事執行規則第40条第1項	完成検査に合格した工事	完成検査に合格し、工事完成確認書を 受理したら請求する。	検査後	→	○	
成績評定	工事成績評定通知書 工事成績評定書	南島原市建設工事成績評定点 通知実施要領第2条	500万円以上で評定の対象となる工事	完成検査後、速やかに評定した結果を 受注者に通知する。	検査後	○	←	
	工事成績再評定通知書 工事成績再評定書	南島原市建設工事成績評定点 通知実施要領第2条	再評定を行った工事	再評定した結果を受注者に通知する。	検査後	○	←	
	工事成績評定結果説明資料 請求書	南島原市建設工事成績評定点 通知実施要領第3条	評定または再評定を行った工事	評定または再評定の通知を受けた日か ら14日以内(休日を含む)に評定点につ いて説明を請求する。	検査後	→		○
	工事成績評定結果説明資料 請求に関する回答	南島原市建設工事成績評定点 通知実施要領第5条	評定または再評定を行った工事	評定点について受注者から説明を求め られた場合に回答する。	検査後	○		←
週休2日	週休2日モデル(促進)工事の 実態調査	週休2日モデル工事の試行要領 営繕工事における週休2日促進 工事試行要領	特記仕様書に対象工事である旨が明示 された工事	週休2日の実施の有無にかかわらず実 態調査(アンケート)に協力する。	完成時	→	○	
資材	工事材料の品質を証明する 資料	共通仕様書[1]2-2-1~2	工事で使用した材料がある場合	工事完成確認書を受理した翌年度から 5年間保管する。保管期間に発注者より 請求があった場合は、速やかに提出す る。 JIS製品は、JISマーク表示状態を示す 写真等確認資料を提示する。	完成後	→	○	
コリンズ	工事実績情報(完成時)	共通仕様書[1]1-1-7	500万円以上の工事	工事完成後10日以内に登録する。 監督職員の請求があった場合は、遅滞 なく提示する。	完成後	→	△	

その他(必要な時)

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者:→ 提出:○、提示:△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
工事看板	工事看板の設置を省略する場合の承諾願い	共通仕様書[1]1-1-33-17	工事看板の設置が困難な工事	事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
工事測量	工事測量基準点の選定承諾願い	共通仕様書[1]1-1-43-1		工事測量に使用する基準点を選定して監督職員の承諾を得る。 発注者より事前に当該工事箇所の測量成果簿等を貸与され、その中から基準とする点を選定する場合は承諾は不要となる。	工事測量前	→	○	
	測量標等の移設承諾願い	共通仕様書[1]1-1-43-3	用地幅杭、水準点、基準点(仮設測量標を除く)を移設する必要がある工事	事前に提出して監督職員の承諾を得る。	工事測量時 随時	→	○	
	測量標の損傷報告	共通仕様書[1]1-1-43-2	測量標等に変動や損傷が生じた工事	発注者が設置した測量標、受注者が設置した水準点や基準点、用地幅杭に、変動や損傷を確認した場合、監督職員に報告し、直ちに復元する。(工事打合せ簿様式あり)	工事測量時 随時	→	△	
	工事測量結果確認資料	共通仕様書[1]1-1-43-1	工事測量結果と設計図書とに差異があった工事	既設測量標、用地境界、中心線、縦断、横断等を確認して、差異を発見したら速やかに監督職員に報告し、協議する。(工事打合せ簿様式あり) 必要な用地幅杭が存在しなかった場合も含む。	工事測量後	→	△	
	工事測量成果簿	共通仕様書[1]1-1-43-1	工事測量結果と設計図書との差異による工事測量結果確認資料を提出した工事において、発注者が請求した工事及び水準点や基準点を追加または移設した工事	工事測量が完了したら提出する。	工事測量後	→	○	
施工時間	施工時間変更承諾願い	共通仕様書[1]1-1-42-1	設計図書に施工時間が定められている工事とその時間を変更する必要がある工事	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
	休日・夜間作業報告	共通仕様書[1]1-1-42-2	設計図書に施工時間が定められていない工事や休日または夜間に作業を行う工事	事前に理由を付して監督職員に報告する。	随時	→	△	

その他(必要な時)

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者:→ 提出:○、提示:△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
社会保険等 未加入対策	社会保険等未加入建設業者に係る契約書及び施工体制台帳(写)	契約書第7条の2第1項	下請契約を締結した一次下請負人に社会保険等未加入建設業者が確認された工事	監督職員は、写しを契約担当課に提出する。	随時		→	○
	社会保険等未加入建設業者が確認された通知書	契約書第7条の2第1項	下請契約を締結した一次下請負人に社会保険等未加入建設業者が確認された工事	契約を締結した具体的な理由を記載した理由書を7日以内に監督職員へ提出する旨を通知する。	随時	○	←	
	社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した理由書	契約書第7条の2第1項	下請契約を締結した一次下請負人に社会保険等未加入建設業者が確認された工事	契約を締結した具体的な理由を記載した理由書を監督職員に提出する。 監督職員は、提出された理由書の内容を確認し、契約担当者へ提出し、協議する。	随時 随時	→	○	→ ○
	特別な事情を有すると認めた通知書	契約書第7条の2第2項	下請契約を締結した一次下請負人に社会保険等未加入建設業者が確認された工事	特別な事情を有すると認めた旨を通知する。 併せて30日以内に届出の義務を履行した確認書類を契約担当者へ提出するよう求める。	随時	○		←
	特別な事情を有しないと認めた通知書	契約書第7条の2第2項	下請契約を締結した一次下請負人に社会保険等未加入建設業者が確認された工事	特別な事情を有しないと認めた旨を通知する。	随時	○		←
	社会保険等の加入状況についての文書指示	契約書第7条の2第2項	下請契約を締結した一次下請負人に社会保険等未加入建設業者が確認された工事	社会保険等の届出の確認書類が未提出または、特別な事情を有しないと認めた場合に文書による指示を行う。	随時	○		←
技術者	起重作業船団長選定承諾願	港湾工事等海上起重作業船団長配置要領	海上起重作業船団で作業を行う工事で船団長に海上起重作業管理技士を配置できない工事	当該船団の本船船長としての経歴書を提出し承諾を得る。承諾を得た書面は工事中携行する。	工事着手前 事前	→	○	
	海上起重作業船団長氏名	共通仕様書[1]1-1-49	海上起重作業船団で作業を行う500万円以上の工事	船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前	→	○	
	潜水作業員選定承諾願	港湾工事等潜水作業従事者配置要領	潜水作業を単独で行う工事で無級者を潜水作業に従事させる工事	潜水作業の経歴書を提出し承諾を得る。承諾を得た書面は工事中携行する。	工事着手前 事前	→	○	
	潜水指揮者選定承諾願	港湾工事等潜水作業従事者配置要領	潜水作業を2名以上で行う工事で二級港湾潜水技士未満の者を潜水指揮者として配置する工事	潜水作業の経歴書を提出し承諾を得る。承諾を得た書面は工事中携行する。	工事着手前 事前	→	○	

その他(必要な時)

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者:→ 提出:○、提示:△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
技術者	潜水管理者選定承諾願	港湾工事等潜水作業従事者配置要領	潜水作業を6名以上で行う工事で一級港湾潜水技士未満の者を潜水管理者として配置する工事	潜水作業の経歴書を提出し承諾を得る。承諾を得た書面は工事中携帯する。	工事着手前 事前	→	○	
	潜水作業従事者氏名	共通仕様書[1]1-1-50	潜水作業を行う500万円以上の工事	潜水士の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載して提出する。	工事着手前 事前	→	○	
	交通誘導員選定承諾願	共通仕様書[1]1-1-58-19	交通誘導警備員に交通誘導警備検定合格者(1級または2級)を配置できない工事	教育実施状況等に関する資料等により承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
機械	指定機械以外の機械の使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-33-13	設計図書により使用機械が指定されている工事で指定機械以外を使用する工事	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
	排出ガス対策型建設機械を使用できない場合の承諾願	共通仕様書[1]1-1-37-6	排出ガス対策型の使用が規定されているのに使用できない工事	事前に監督職員の承諾を得る。設計変更の対象とする。	工事着手前 事前	→	○	
	低騒音型・低振動型建設機械を使用できない場合の承諾願	共通仕様書[1]1-1-37-7	低騒音型・低振動型の使用が規定されているのに使用できない工事	事前に監督職員の承諾を得る。設計変更の対象とする。	工事着手前 事前	→	○	
資材	海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料	共通仕様書[1]2-2-7	海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示以外の建設資材を用いる工事	事前に監督職員へ提出する。	工事着手前 事前	→	○	
	再生加熱アスファルト混合物の不使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-53-1	新材の加熱アスファルト混合物を使用する工事 (新材を規定している場合を除く)	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
	再生砕石の不使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-53-1	新材の砕石を使用する工事 (新材を規定している場合を除く)	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
	県が認定していない再生路盤材の使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-53-2	長崎県リサイクル製品等認定制度で認定されていない再生路盤材を使用する工事	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	
	県が認定していない再生資材の使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-53-3	長崎県リサイクル製品等認定制度で認定されていない再生資材を使用する工事	事前に監督職員の承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○	



その他(必要な時)

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者:→ 提出:○、提示:△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
資材	アルカリ骨材反応抑制対策適合資材の確認資料	共通仕様書[1]2-9-1-3	セメントコンクリート製品を使用する工事	アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出する。 JIS製品は、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料を提示する。	事前	→	○	
	高塩化物含有資材使用承諾願	共通仕様書[1]2-9-1-2	全塩化物イオン量が0.3kg/m3を超えるセメントコンクリート製品を使用する工事	事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
	セメントコンクリート製品工場の品質管理データ(塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策)	共通仕様書[1]2-9-4	共通仕様書[1]2-9-4に記載された製品(コンクリートヒューム管やコンクリート杭等)を使用する工事	事前に監督職員の承諾を得る。 JIS製品は、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料を提示する。 JIS外製品でも長崎県コンクリート製品評価会議発行の監査合格品である場合は、合格証の写しの提示でよい。	事前	→	○	
	製品への表示事項省略の承諾願	共通仕様書[1]2-9-5	必要な表示を省略するコンクリート二次製品を使用する工事	事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
	反射シートの反射性能資料	共通仕様書[1]2-14-1-(4)	共通仕様書[1]2-14-1-(4)に記載された品質以外の反射シートを用いる工事	事前に監督職員の確認を受ける。	事前	→	○	
	工事材料搬出の承諾願	契約書第13条第4項 工事執行規則第26条第5項	工事現場内に搬入した工事材料を現場外へ搬出する必要がある工事	事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
支給材料等	支給材料等の引渡し指示書	契約書第15条第1項 工事執行規則第27条第2項 共通仕様書[1]1-1-21-5	支給材料等を使用する工事	品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期が設計図書に記載されていない場合、受注者に通知する。	随時	○	←	
	支給材料等の受領書又は借用書	契約書第15条第3項 工事執行規則第27条第4項	支給材料等を使用する工事	支給材料等の引渡しを受けた日から7日以内に提出する。	随時	→	○	
	支給材料等が適当でない旨の報告	契約書第15条第2項 契約書第15条第4項 工事執行規則第27条第3項 工事執行規則第27条第5項	支給材料等を使用する工事でその支給材料等が適当なものではなかった工事	支給材料等が適当でない確認された時点で、その旨を発注者へ報告する。	随時	→	△	
	支給材料等の修理承諾願	共通仕様書[1]1-1-21-7	支給材料等について修理が必要となった工事	事前に監督職員の承諾を得る。	事前	→	○	
	支給品精算書	共通仕様書[1]1-1-21-3	支給材料を使用する工事	支給材料の使用が完了したら提出する。	随時	→	○	

その他(必要な時)

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者:→ 提出:○、提示:△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
現場発生品	現場発生品発生報告	共通仕様書[1]1-1-22-2	設計図書に定めていない現場発生品が発生した工事	現場発生品が発生したら監督職員に報告する。	随時	→	△	
	現場発生品引渡し指示書	共通仕様書[1]1-1-22-2	設計図書に定めていない現場発生品の引渡しを受けたい工事	現場発生品の引渡しを受注者に指示する。	随時	○	←	
	現場発生品引渡し場所指示書	共通仕様書[1]1-1-22-1 共通仕様書[1]1-1-22-2	現場発生品が発生し、引渡し場所を定めていない工事	現場発生品の引渡し場所を受注者に指示する。	随時	○	←	
	現場発生品調書	共通仕様書[1]1-1-22-1 共通仕様書[1]1-1-22-2	現場発生品が発生する工事	現場発生品が発生したときに監督職員に提出する。	随時	→	○	
特許	特許権等使用報告	共通仕様書[1]1-1-46-1	特許工法等を使用する工事	事前に監督職員に報告する。	事前	→	△	
発明	発明(考案)報告	共通仕様書[1]1-1-46-2	工事の遂行により発明または考案がなされた工事	速やかに報告するとともに保全のための措置を講じ、発注者と協議する。	随時	→	△	
文化財	文化財発見報告	共通仕様書[1]1-1-38-1	施工区域内で文化財が発見された工事	直ちに工事を中止し、監督職員と協議する。	随時	→	△	
火薬	火気使用計画書	共通仕様書[1]1-1-34-2(1)	火気を使用する工事	使用に先立ち、火気の使用場所、日時、消火設備等を記載して監督職員に提示する。	事前	→	△	
	火薬類使用計画書	共通仕様書[1]1-1-34-1(2)	火薬類等を使用する工事	使用に先立ち、監督職員に提示する。	事前	→	△	
	火薬類取扱保安責任者	共通仕様書[1]1-1-34-1(1)	火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある工事	監督職員の請求があった場合は、火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示する。	随時	→	△	
災害	災害発生の報告	共通仕様書[1]1-1-33-2	災害が発生した工事	災害が発生したら、関係機関へ通報及び監督職員に報告する。	災害発生時	→	○	
	工事災害通知書	契約書第30条第1項 工事執行規則第47条第1項 共通仕様書[1]1-1-45-1	災害が発生した工事のうち不可抗力の損害による費用の請求(契約書第30条)ができると思われる工事	災害が発生したら、直ちに被害の詳細な状況を把握し、通知する。	災害発生後	→	○	
	工事災害状況調査結果通知	契約書第30条第2項 工事執行規則第47条第2項	受注者から工事災害通知書が提出された工事	直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知する。	災害発生後	○	←	
	工事災害費用負担請求書	契約書第30条第3項 執行規則第47条第3項	災害が発生した工事のうち状況調査結果通知により損害が確認された工事	発注者により損害が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求する。	災害状況調査通知後	→	○	

その他(必要な時)

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者:→ 提出:○、提示:△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
臨機	臨機の措置の報告	共通仕様書[1]1-1-48-1	臨機の措置をとった工事	臨機の措置をとったら、速やかに監督職員に報告する。	事後	→	○	
	海上標識設置の通知	共通仕様書[1]1-1-33-38	船舶に航行等に支障をきたす物体を水中に落としたものの直ちに取り除けなかった工事	危険箇所を明示した標識を設置するとともに、監督職員及び関係官公庁へ速やかに報告する。	事後	→	○	
	作業船舶故障の通知	共通仕様書[1]1-1-33-39	作業船舶の故障により二次災害のおそれが生じた工事	直ちに応急措置を講じるとともに、監督職員及び関係官公庁へ速やかに報告する。	事後	→	○	
環境	環境への影響に関する通知	共通仕様書[1]1-1-37-2	環境への影響が予知されまたは発生した工事	直ちに応急措置を講じ監督職員に報告する。第三者との交渉が発生した場合は、その経過も報告する。	事後	→	○	
	環境への影響に関する資料	共通仕様書[1]1-1-37-3	環境への影響が発生し、第三者への損害が生じた工事	受注者が善良な管理義務を果たしていたかを判断する資料を監督職員の求めに応じ提出する。	事後	→	○	
事故	事故等発生速報(第1報)	共通仕様書[1]1-1-36 共通仕様書[1]1-1-33-6 共通仕様書[1]1-1-33-11	事故が発生した工事物損事故も含む	受注者は、事故が発生したら、まずは電話等で報告し、速やかに監督職員へ提出または通知する。	事故発生時	→	○	
			事故が発生した工事物損事故も含む	監督職員は、受注者から報告を受けたら速やかに契約担当課へ提出する。	事故発生時		→	○
	事故等発生報告書(第○報)	共通仕様書[1]1-1-36	事故が発生した工事物損事故も含む	受注者は、事故の詳細が判明し、図面や写真等が準備でき次第、速やかに監督職員へ提出する。被災者が職場復帰または完治した時点で最終報告する。	事故発生後	→	○	
			事故が発生した工事物損事故も含む	監督職員は、受注者から報告を受けたら速やかに契約担当課へ提出する。	事故発生後		→	○
不当要求	不当要求報告書	共通仕様書[1]1-1-52-1 南島原市が行う各種契約等からの暴力団等排除措置要綱第13条第1項	暴力団等より不当要求を受けた工事	毅然として拒否し、速やかに警察署に届出を行うとともに監督職員に通知する。	不当要求後	→	○	
	不当要求による被害通知書	共通仕様書[1]1-1-52-2	暴力団等による不当要求により被害を受けた工事	速やかに警察署に被害届を提出し、監督職員にその旨を通知する。	不当要求後	→	○	
	不当要求による工期協議	共通仕様書[1]1-1-52-3	暴力団等による不当要求により工期の変更が必要な工事	監督職員と速やかに協議する。	不当要求後	→	△	

その他(必要な時)

工事提出書類等一覧表

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者:→ 提出:○、提示:△		
						受注者	監督職員	契約担当者 または 検査職員
調査試験	調査及び試験内容報告	共通仕様書[1]1-1-17-1	発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が調査及び試験を行う工事	事前に具体的な内容を受注者に報告する。	随時	○	←	
	独自調査及び試験に関する承諾願	共通仕様書[1]1-1-17-6	工事現場において受注者が独自の調査及び試験を行う工事	具体的な内容が分かる資料を添付し、承諾を得る。試験結果等を公表する場合も承諾を得る。	調査時	→	○	